

独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出（報告）システム利用規約

16 独家セ第1414号
平成17年2月28日

（適用範囲）

第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の電子データによる届出（報告）の利便を図るため、インターネット届出（報告）及びイントラ報告システム（ID連携）等の家畜個体識別届出（報告）システム（以下「届出（報告）システム」という。）による代行届出（報告）の利用について定めるものである。

2 本規約は、代行届出（報告）利用を希望する届出（報告）システム利用者（以下「届出（報告）団体」という。）がその利用に当たって行う一切の行為に適用される。

（利用申請書）

第2条 届出（報告）団体は、届出（報告）システムの利用に先立ち、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別代行届出（報告）システム利用申請書（以下「申請書」という。）を独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 イントラ報告システム（ID連携）にて届出（報告）する届出（報告）団体が、牛の管理者より同意を得て、イントラネットによる牛個体識別全国データベースの情報を入手し、牛の管理者コードの自動入力を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」（平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。）第4条第三号に基づき、同意を得た管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用請求書を提出しなければならない。

3 2の届出（報告）団体が、同意を得た牛の管理者を追加する場合、又は牛の管理者の同意を取り消す場合は、利用規程第8条第2項又は第3項に基づき、理事長あてに追加利用請求書又は解除届を提出しなければならない。

（遵守義務）

第3条 届出（報告）団体は、届出（報告）システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。

一 法に基づく届出（報告）に関する業務以外には利用しないこと。

二 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。

三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。

四 牛の管理者からの依頼に基づき代行届出（報告）を行うこと。なお、その際、参考1又は2に示したような代行届出（報告）に関する覚書の締結、若しくはそれに準じる手続きを踏み、法に基づく届出（報告）行為をする者を明確にしておくこと。

（システム内容の変更等）

第4条 理事長は利用規程の改正等により届出（報告）システムの内容を変更することがある。

2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、届出（報告）システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。

3 届出（報告）団体が不正若しくは違法な行為によって独立行政法人家畜改良センターに損害を与えた場合には、理事長は届出（報告）団体に対して損害を請求できるものとする。

(免責事項)

第5条 理事長は、届出（報告）システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた届出（報告）団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。
- 2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」（平成16年3月31日15独家セ第1673号）は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月26日から施行する。

別紙

家畜個体識別代行届出（報告）システム利用申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

家畜個体識別代行届出（報告）システムの利用について、以下のとおり申請します。
なお、利用に当たっては「独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出（報告）システム利用規約」（平成17年2月28日16独家セ第1414号）に同意のうえ、これを遵守することを誓います。

※ すべて記入してください

届出（報告）団体名 _____ 印

届出（報告）団体コード _____ (10桁数字)

所在地住所 _____

担当者名 _____ 副担当者名 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

E-Mailアドレス

- 届出（報告）方法
- 1 インターネット届出（報告）
 - 2 イントラ報告システム（ID連携）

（日本工業規格A4）

参考 1

代行届出（報告）に関する覚書

農家名（以下「甲」という。）と届出（報告）団体名（以下「乙」という。）は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）への届出（報告）を、乙が甲の依頼により行う（以下「代行届出（報告）」）ことについて次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 法に基づく牛個体情報の甲からセンターへの届出（報告）を円滑に実施するため、本覚書による甲が乙に依頼して行う代行届出（報告）について定める。

（対象情報）

第2条 法に基づき届出（報告）する次の牛個体情報を代行届出（報告）の対象とする。

- 1 出生届出（報告）
- 2 異動届出（報告）（転入、転出、死亡）
- 3 耳標再発行請求

*イントラ報告システム（ID連携）の代行届出（報告）の場合は2の異動届出（報告）（転出）のみ。

（代行届出（報告）の方法）

第3条 甲乙双方の協力のもと、甲が乙に送付（又は持参等）する牛個体情報に基づき、次の方法により代行届出（報告）を実施する。

一 甲から乙への牛個体情報の送付

甲は、牛個体情報を報告カードに記入し、郵送・FAX・託送・持参により行う。なお、甲は、送付した報告カードの原本を整理保管する。

二 乙による代行届出（報告）

乙は、甲から送付の牛個体情報を牛個体識別全国データベース（以下「全国データベース」という。）の登録内容を参考に精査し、必要により甲への内容確認を経て、家畜個体識別届出（報告）システム（以下「届出（報告）システム」という。）を利用してデータを入力し、センターへ届出（報告）する。

入力した報告カードは、甲専用のフォルダーに綴じて保管する。

（牛個体情報の確認）

第4条 乙は、全国データベースに登録された個体識別番号がセンターから通知され次第、その内容を確認のうえ入力した報告カードに「登録済み」を記入して保管する。また、甲へ登録された旨を通知する。

2 乙は、センターへ送付後7日後以内に、個体識別番号の通知がない場合は、センターへ照会のうえ、迅速な措置を求める。なお、照会に際しては、送付年月日、送付方法、個体識別番号及び届出（報告）内容について、メールもしくは電話にて問い合わせること。

3 乙は、センターから半個体情報に関する問い合わせがあった場合、速やかに調査のうえ回答する。

(乙の遵守事項)

- 第5条 乙は、代行届出（報告）するに当たり、次のことを遵守しなければならない。
- 一 法に基づく届出（報告）以外に利用しないこと。
 - 二 甲の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
 - 三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
 - 四 甲の依頼に基づき代行届出（報告）を行うこと。
 - 五 センターよりパスワードが発行された場合、その使用と管理について自ら責任を持つこと。

(代行届出（報告）内容の変更等)

- 第6条 法に基づく半個体情報の届出（報告）に関する改正等により、代行届出（報告）内容を変更する場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 乙は、コンピュータ又は通信回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、代行届出（報告）の中断、遅延、又は中止することがある。

(実施期間)

- 第7条 代行届出（報告）の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- ただし、期間満了前3ヶ月までに、甲・乙いずれかによる終了の申し入れのない場合には、本覚書はさらに1ヵ年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。
- 一 乙は、法の終了その他やむを得ない事由により、代行届出（報告）を終了できるものとし、その場合には書面により甲に申し入れるものとする。

(免責事項)

- 第8条 乙は、代行届出（報告）により又は代行届出（報告）できなかったことにより生じた甲又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(損害賠償)

- 第9条 甲が不正若しくは違法な行為によって乙に損害を与えた場合には、乙は甲に対して損害を請求できるものとする。

(協 議)

- 第10条 甲並びに乙は、誠実にこの覚書を履行するものとし、この覚書に定めのない事項又はこの覚書の履行に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ速やかに解決を図るものとする。

年 月 日

甲 (住 所)
(農家名) 印

乙 (住 所)
(団体名)
(代表者 職・氏名) 印

参考2

代行届出（報告）依頼書	
	年 月 日
〇〇農協（△△協会等） 組合長（会長等） 〇〇 〇〇 殿	
依頼者氏名又は名称 住 所 電話番号	印
<p>「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の届出（報告）について、〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで、貴農協（協会）に代行していただくことを依頼します。</p>	

代行届出（報告）依頼引受書	
	年 月 日
〇 〇 〇〇 殿	
〇〇農協（△△協会等） 組合長（会長等） 住 所 電話番号	印
<p>〇年〇月〇日付けにて依頼された代行届出（報告）依頼を引き受け、〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで代行届出（報告）を行います。 また、依頼された代行届出（報告）についてはその都度結果を報告いたします。</p>	

（正副2部用意し、依頼者側と代行届出（報告）者側で保存をする。）